

氏 名	あ べ と し ひろ 阿 部 利 洋
学 位 の 種 類	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 271 号
学位授与の日付	平成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 行 動 文 化 学 専 攻
学位論文題目	現代南アフリカにおける和解問題 ——紛争社会に関する宗教社会学的考察——

論文調査委員 (主査) 教授 松田素二 教授 寶月 誠 助教授 落合恵美子

論 文 内 容 の 要 旨

1990年代以降、国際的なことがらに関心をよせる社会科学的研究のなかで、社会の再建を問う議論が増えてきている。対象とされるのは、内戦後・紛争後や独裁体制後あるいは全体主義体制後の諸社会であり、そこに見られる主要な特徴として「法的に事後処理をすすめることの困難」と、「社会構成員のトラウマに対応する必要性」が注目される。本論では、その2点を「法的規範の機能不全」および「公的領域におけるトラウマの前景化」と規定することから紛争後社会という社会類型の独自性を把握する。

本論文は、南アフリカ社会がアパルトヘイトによってもたらされた深刻な分断と増悪を、いかにして修復し新たな統合へと進もうとしているのかを分析し、ポスト紛争社会の再建モデルを社会学的に考察することを目的としている。

第1章においては、南アフリカ社会の分断と増悪の歴史的背景を記述する。アパルトヘイト後の南アフリカ共和国は、前体制の組織的犯罪やシステムティックな弾圧について、それらを加害行為として裁くことはせず、また、黒人政権移行後には政治勢力として少数派になることが明らかな白人集団の権益を保護するという政党間合意にもとづいて成立した社会である。この章では、南アフリカにおけるそのような社会状況を具体的に参照しながら、「法的規範の機能不全」と「公的領域におけるトラウマの前景化」のふたつの特徴が適用しうることを述べた。

第2章では、南アフリカでの和解の試みにかんして具体的かつ総体的な記述を行い、とりわけ1996年から2000年（最終報告書公刊は2003年）にかけて活動した真実和解委員会（以下TRC）に焦点をあてた。議会の承認をつうじて設置されたTRCは、社会を癒し過去のくりかえしを防ぐことを目標に掲げ、隠蔽され抑圧されたアパルトヘイト時代の事実を証言・調査をつうじて明らかにし、記録を残すことと、その過程で一定の条件をみたした加害者に特赦を与えることを目的として活動した。従来、TRCに対しては「結局は国民統合へ向けた擬似宗教的な社会装置だったのではないか」という批判がしばしば寄せられてきた。第2章の記述では、そのような見方を念頭におきながら、全体としてはその見方が妥当しないことを示そうとした。

つづく第3章では、萌芽的な先行諸研究のなかから、本論の問題関心に関連のある4つのテーマを論じるものを取り上げて整理した。4つのテーマとは、「概念理解の多様性」、「アイデンティティの補填と主体化装置」、「記憶表象のメカニズム」、「キリスト教的偏向批判」である。この章における先行研究の検討からうかがえることは、TRCに見られた間接的な宗教性にかんする分析がこれまで看過されてきた事実である。たしかに、第2章ではTRCが「擬似宗教的な社会装置だったのではないかとする漠然としたイメージに対する実証的な反駁を行い、第3章ではキリスト教的な要素の混入にたいする批判をとりあげるのだが、同時に、それらがいずれもTRCの組織と活動を構成する主要な性質・要素ではなく、当該社会においても実質的な批判や解釈とされるにはいたらなかったこともまた示されるのである。

しかしながら、TRC活動が宗教的なニュアンスをまったく排した準司法的なプロセスであったわけではなく、本論において「内面的なものの公表と共有」として機能主義的に規定される宗教的な装いが象徴的な効果をもたらすものであった。

これについて第4章で考察を加えている。

まず第4章1節では、まず宗教社会学的な文脈に理論的な参照点を求め、かつレトリック概念の応用を通じて、TRCに体现された間接的な宗教性を分析するための図式を提示した。宗教と社会、宗教と政治といった分析枠組みにかんする宗教社会学的な議論と比較する場合、TRCの試みは、宗教の変容を論じる機能主義的な宗教現象理解とは出発点において共通するものの、たとえばイデオロギー装置としての機能を果たしてきたとは必ずしも言えず、また市場経済システムのなかで被る私事化の様相も帯びていない。そして、TRCは民族主義的な宗教ナショナリズムでも、アンチ西洋近代としての宗教原理主義でもないかたちでの社会統合を求めるものであり、それはアメリカにおけるキリスト教右派による「宗教的背景を前面におしだして社会秩序を要求する運動」とも差異化されるものである。

分析の切り口として援用されるレトリック概念は、現代レトリック研究の主要な動向とされる次の認識、すなわち「意味づけにおける関係性を三分法的に類型化する」認識にもとづくものである。説得術や修辞法として多様なバリエーションをもつレトリック理解のなかから、メタファー・メトニミー・シネドキの3要素に着目することは、従来のレトリック研究において「部分の総和ではない——必ずしも「総和以上」とは限らない——全体性」が適切に位置づけられてこなかったとする批判的解釈の延長線上にある。本論では、その現代レトリック研究における三分法の形式的な側面を応用する。「意味づけにおける関係性」を類型化する図式は、人間関係と記憶というふたつの側面から想定されるリアリティの変換を考察する際に有効性をもつと考えるのである。レトリック概念の応用に際しては、社会学的な分析手法として類似する「社会問題構築主義におけるレトリック」と「戦略的本質主義におけるステレオタイプ」の両概念との比較も行い、そこでは、両概念におけるレトリック使用が実体的なものである点にかんして本論との区別を認める。

第4章2節では、TRCによって体现された理念的言説と、公聴会を構成する主要素であった証言行為を取り上げて、具体的な分析を行った。前者にかんしては、まずアパルトヘイト期に反体制運動を主導してきた教会勢力内部で対立していたふたつの運動指針が、和解の理念を接点とすることで、「対立していた人間関係の変化」とともに想定する相補的言説に変換されたことと、にもかかわらず「対立していた人間関係の変化」を具体的・因果的に指定しない、の2点がメタファー的な変換の対応例として示される（これは同時に非メトニミー的であるとも言える）。つぎに取り上げられるのが、公聴会証言と、それにつづく加害者・被害者・地域住民とのあいだに見られた語りである。証言は「真実を追究する」という目的のもとで公的に要請されたのだが、実際には証言行為に附随する告白・嘆き・祝福・赦しといった宗教的な装いが公聴会に象徴的な効果を与えていたことが描出されるのである。証言や語りにおける宗教的な装いは、和解の理念や被害体験のトラウマ的な記憶といった実体や境界があいまいなもの（＝類）を、嘆きや告白といった行為（＝種）によって同定することであり、これをシネドキ的な包含の関係から把握する。このようにして、レトリック的な変換図式を援用して分析されるTRCの理念や公聴会証言の特質は、非メトニミー的であるというかたちで整理される。一見すると「社会変動期における一過性のフィクション」や「証言のみだれ」として受け取られてしまうかもしれない間接的な宗教性には、一定の変換形式が見いだせるということであり、別の言い方をすれば、これは「どのような表象の形式が回避されたか」を示すものである。

終章では、以上の分析を社会学的な観点から表現しなおすことで、南アフリカ社会の事例にたいして一般性を読み込むことが試みられる。ひとつは、「あらかじめネガティブな妥協を要請するかたちではなく、あくまで和解という肯定的な理念を掲げ、結果としては当初の予想をこえた不満や違和感が表明されることになったが、それが暴力的衝突の再発にはいたらず、ゆえに交渉の持続という現実の別の側面として解釈できる」というものである。これを冒頭の問題意識にそくして表現しなおせば「法的規範が機能不全である状況において、交渉規範が逆説的な効果をつうじて制作されている」ということである。もうひとつは、法廷陳述でも教会の告解でもない公聴会証言は、つきつめると語る本人が分からない（あるいは、知りたい）ことを嘆願・吐露するかたちで表明されるものであり、しかし事後的にふりかえれば、「公聴会はアイデンティティをつくる営みを補助した場ないし誘因として理解でき、証言行為はトラウマ化された自己像に対する交渉としても解釈できる」というものである。これは「公的領域におけるトラウマの前景化」に際して、アイデンティティは作られるものか、それとも作るものか」という二分法の間を模索する議論のひとつとして位置づけることができる。

つまり、「紛争後ないし移行期という観点から認識される社会がどのように再生していくのか?」という問いにたいして、

「宗教的な言説と行為をつうじたアイデンティティ変換の形式に、社会学的パラドックスの可能性を見いだす」という推論が導かれるのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、南アフリカ社会で行われた真実和解委員会（TRC）活動を事例に、紛争後社会の再統合はいかに可能か、について独自の理論的枠組に基づいて社会学的考察を加えたものであり、法社会学、宗教社会学、知識社会学的研究いずれの領域に対しても多大な貢献が期待できる優れた論考である。

20世紀は紛争の世紀であった。人種、民族、宗教の相違を見かけの理由とした、大量の殺戮や組織的な人権侵害は、多くの社会に深刻な憎悪と分断をもたらした。そこにおいて、紛争が「終結」「停止」した後、如何にして、こうした深刻な憎悪と分断を修復し、社会を再び統合できるのかが最優先の課題として登場した。社会学もその課題に答えることを、強く要請された。そこで出現したのが紛争後社会研究であり、和解と修復研究である。ところが、世界的にみても、日本の社会学において、こうした要請に応える研究はきわめて少ないことは指摘されている。本研究は、こうした紛争後社会の研究に正面から取り組んだパイオニア的研究である。

本論文の特徴は以下の三点にまとめられる。第一は、南アフリカのTRCをはじめて包括的かつ実証的に研究した論考であること、第二には、TRCに対する近年の批判を超えて、TRCを通じた社会的和解が可能であることを説得的に示したことである。さらに第三の特徴として、公聴会の場における膨大な語りや論述を、レトリック概念を援用して、その社会的意味作用を明らかにした点があげられる。この三点について、さらに詳しく検討してみる。

まず第一の特徴は、その包括性実証性である。紛争後社会の再統合において、従来支配的であったのは、近代における紛争解決の主要装置である法廷制度を活用するものだ。これには、勝者が敗者を裁くという「東京裁判」「ニュールンベルク裁判」型のものや、旧ユーゴ紛争で見られる国際法廷型のものがある。これに対して、1990年代には、世界各地で真実和解委員会方式による紛争後処理が行われるようになった。これは法と法廷によらず、人々の参加を得て、加害者と被害者が真実を述べ、そこで赦し和解をはかろうとするものだ。この司法制度の外で、非西欧的（土着）な紛争解決のシステムを再生しようとする実践は、さまざまな研究の対象にもなった。とりわけアパルトヘイト下における深刻な分断・差別・抑圧を経験した南アフリカ社会が、総力をあげてとりくんだ南アTRCは、多くの研究者の関心をひきつけた。しかしながら、これまでの政治学、歴史学、法社会学、文化人類学などの研究は、南アTRC活動の総体を包括的に把握できなかった。

阿部氏はそうした反省にたって、二年間にわたって現地に滞在し公聴会に出席し、関係者へのインタビューを積み重ねるというフィールドワークを継続し、国際国内の政治力学、言説と表象の政治学、地域社会の生活世界などが複雑に錯綜するTRCの実践を一つ一つ解きほぐしながら、包括的全体的な姿を浮き彫りにすることに成功したのである。その時代に関与した各人種・民族集団の意味世界や記憶を、丹念に掘り起こし関連づけ、和解と癒しの背景を描きながら、TRCの実践を捉えたこと、これが本研究の最大の成果であった。

本研究の第二の特徴は、「社会的な和解は可能なのか」という問いかけに対して、明快な解答を指示したことだ。1990年代後半になると、南アにおけるTRC批判は強力な思潮となった。すなわち、目的の崇高さとは裏腹に、キリスト教的偏向や国民統合の名による少数被害者の圧迫、さらには補償と賠償を求める声の圧殺などをとりあげて、TRCへの批判が相次いだのである。本研究は、こうした批判の論点を精確に紹介しながら、それらを別の次元に視点を移し替えて、的確に反批判していく。阿部氏は、TRCへの批判を再生産しながら対話を持続する限りにおいて、「人権侵害」の「事実」が人々の記憶のなかでつねに更新され、南ア社会における新たな「侵害」の抑制装置として機能していることをみごとに実証してみせた。本研究が提示する、この予期せぬ結果としての和解モデルは、和解という概念を心理・感情的な次元から理解する和解観とは大きく異なる解釈を提示するが、その手法は社会学的研究として独自の可能性を切り開いている。

本研究における第三の特徴は、公聴会などでなされる語りの分析にあたって、レトリック概念を応用して新たなモデルを提示した点である。

南アのTRC公聴会においては、キリスト教的な言説や比喩がきわめて頻用される。委員長のツツ司教をはじめ、キリスト教会関係者がTRCの中樞を占めていることも間違いない。そうした事実から、TRCの本質は、キリスト教的思考による

国民化ではないかという批判も生まれるのである。しかし阿部氏は、こうした見方を斥け、法的プログラムの余剰として、あるいは「証言の乱れないし外部」として看過されてしまうかもしれない諸要素に対して、一定の形式性を読み込むアプローチを採用することを強調する。とりわけ、個々のレトリック類型を指示的に（一対一対応で）用いるのではなく、複数の類型を関係論的に解釈した上で応用することにより、（意味がないとされた）余剰や外部のあり方を把握することになった。（それらは、和解をめぐる曖昧な理念的実践や、告白や嘆きのような、証言行為に付随するさまざまな象徴的な作用である）。

以上述べてきたように、本研究は、日本ではいまだ包括的研究がなされてこなかった南アのTRCの全体像を明らかにし、ポスト紛争社会における和解と統合の可能性を提示したのみならず、近年国際的にも力をもってきているTRC批判に対して的確かつ説得的に反駁を加えた意欲的なものであり、国際的にも注目される研究の質をもつ優れたフィールドワークの成果である。

しかしながら、文章のある部分は生硬で、独りよがりの論理の罠に陥っている箇所も散見される。また紛争後社会の研究は、司法外修復や法の支配再考といった現代日本社会も含めた普遍的な問題と通底する部分があることを見過ごしている点など、いくつか課題が残されている。しかしながら、これらの問題点を考慮しても、本論文の優れた意義が損なわれることはない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年2月18日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。